

南牧村

地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進計画

再犯防止推進計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

南 牧 村

社会福祉法人 南牧村社会福祉協議会

はじめに

超高齢社会や核家族化、個人の価値観や生活形態の多様化、長引く不況などさまざまな要因から、地域の住民同士のつながりが希薄になってきていると言われています。また、これらの社会背景により、ひとり暮らし高齢者の地域からの孤立や老老介護、障害のある方の「親亡き後」の暮らしの不安など、新しい課題の発生や課題そのものの複雑化・多様化を招き、福祉をとりまく環境は大変厳しいものであります。

本村では、支援を必要とする村民の方に対し、役場が主体である公助のサービス・相談体制の強化、隣近所での助け合いである互助を促進する「地域づくり」、地域福祉が推進されるための基礎となる「人づくり」、社会福祉法人をはじめとする福祉サービスを提供する共助と連携した「仕組みづくり」が重要であると考えています。

そのため、このたび本村では、これらを計画的に進めることを目的に、「南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画では、「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり」の3つの枠組みで村内の事業を整理し、地域福祉の観点から各事業を推進させていくことで、「誰もが安心していきいきと暮らせるむら 南牧村」を実現させるとともに、国の掲げる、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現も目指します。

今後、本計画の推進を通じて、地域における支え合い活動の輪を広げ、村民の皆様をはじめ、福祉事業者、村社会福祉協議会などと協働で地域ぐるみの福祉をつくってまいりますので、皆様の格別の御理解、御協力と更なる積極的な参加をお願いいたします。

令和5年3月

南牧村長 長谷川 最定

はじめに

核家族化や超高齢社会の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域でのお互いの助け合い、支え合いが薄れてきており、本村の福祉をとりまく環境は大きく変化し、公的サービスだけでは対応できない様々な福祉課題が増加しております。

これらの課題の解決には、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、村民の福祉ニーズを的確にとらえ、効率的かつ効果的な施策を展開していかなければなりません。そして、村民一人ひとりが主体となり地域全体の課題に取り組み、様々な社会資源が連携し合い課題解決に取り組む新たな仕組みづくり、いわゆる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現が必要です。

南牧村社会福祉協議会は、将来にわたり「住みやすい地域」を実現していくために、村民一人ひとりが地域福祉について考え、主体的に出来ることを実行するような、地域福祉が推進される豊かな土壌を育むことが大切であると考えております。

こうした状況を踏まえ、村民の皆さまをはじめ、関係役員、関係機関、団体等のご協力をいただきながら、南牧村と連携し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に作成しました。

南牧村社会福祉協議会では、この計画に基づき、地域福祉活動の推進に努めてまいりますので、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 南牧村社会福祉協議会会長 神戸 裕之

目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景と主旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 南牧村の現状	3
1. 人口、世帯数の状況	3
2. 少子高齢化の状況	4
3. 障害者の状況	5
4. 要介護者等の状況	6
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方	7
1. 計画の基本理念	7
2. 計画の基本目標	7
3. 計画の体系と施策	8
基本目標1 地域づくり	9
基本目標2 人づくり	12
基本目標3 仕組みづくり	14
第4章 成年後見制度利用促進計画	18
第5章 再犯防止推進計画	19
第6章 計画の推進と進捗の管理	20
1. 計画の推進	20
2. 計画の進捗及び評価	20
(1) 計画の公表	20
(2) 計画の進捗及び評価	20
資料編	
1. 南牧村地域福祉計画策定委員会設置要綱	21
2. 南牧村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	22
3. 南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会会員名簿	23

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と主旨

超高齢社会、核家族化、価値観や生活様式の多様化など様々な背景から、地域の住民同士のコミュニケーションが希薄となり、人間関係やお互いに支え合う機能が弱まっています。また、経済的な格差や暮らしの不安などにより増加している生活困窮者への支援、単身高齢者等の地域からの孤立、高齢や障害による判断能力の低下した方への権利擁護など、新たな課題も発生しています。

このため、国では2018（平成30）年4月に社会福祉法が改正され、更に2020（令和2）年6月に地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法の一部改正がされました。国および地方公共団体の責務として、地域福祉を行う関係機関や活動団体が健全に発展するよう支援すること、併せて地域住民の参加を促進することを求めています。また、福祉分野においても、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成しつつ、行政の福祉サービスと協働していく「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現には、地域住民はその地域の問題を「我が事」のように捉えることが必要です。そして行政は多様化・複雑化している問題に対し、「断らない包括的な支援体制を整備」するために、一般的な福祉サービスだけでなく、今までは専門的な知識がないとなかなか利用しにくかった福祉サービスでも、必要とされる人・地域へと適切に行き渡るよう、支援していくことが必要です。

本村では、村民の生活課題を解消し、住み慣れた土地で自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」を目指し、その実現のための地域づくりを推進すべく、「南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定致しました。

2. 計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定されている、市町村の総合計画の福祉分野の事項をより具体的に定めた計画です。よって、計画策定にあたっては、「第五次南牧村総合計画」の「第2編基本構想 第3章施策の体綱」の各項目と整合性を図る必要があります。

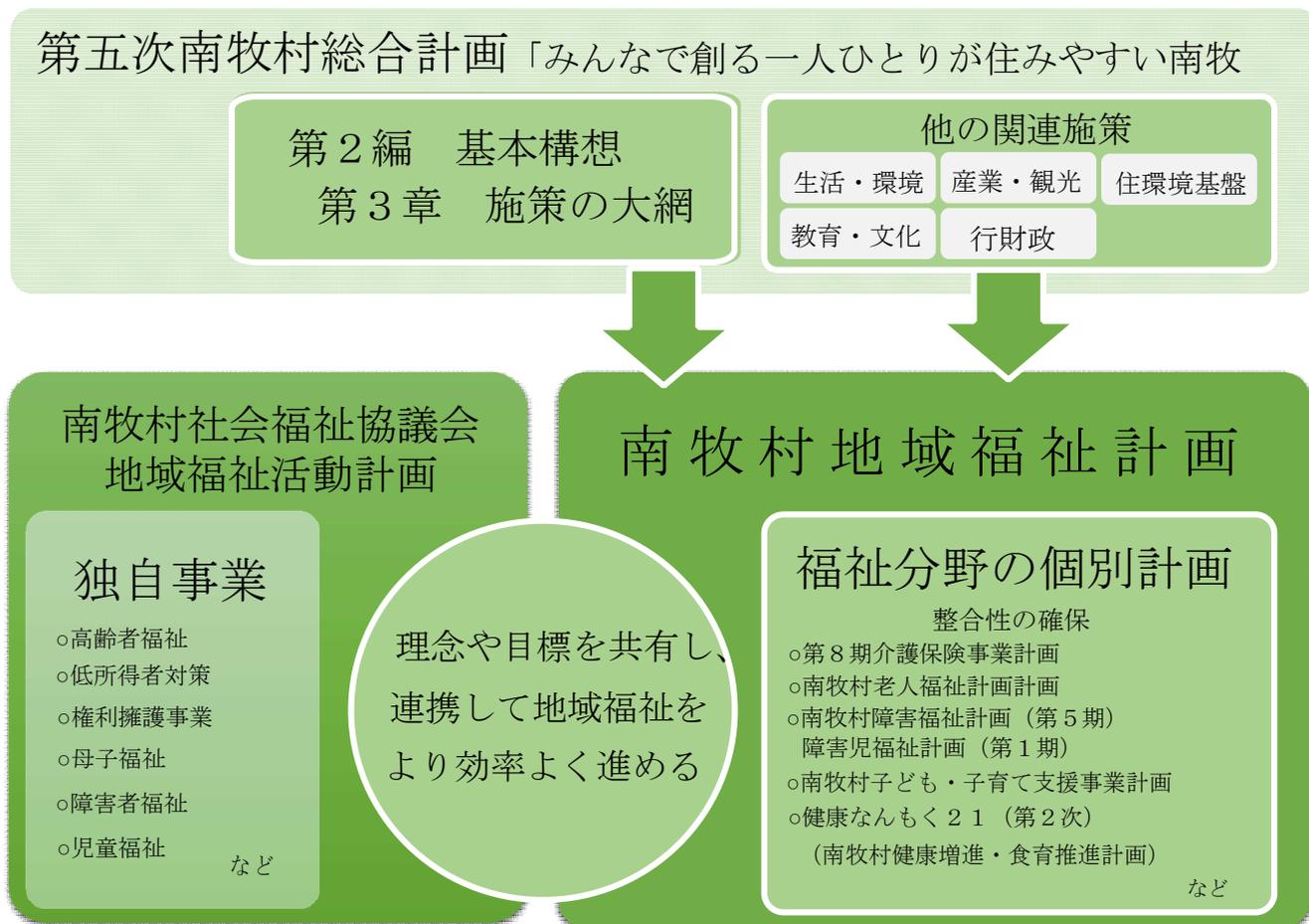
同時に、本村の福祉分野の対象ごとに定められた、個別計画の上位に位置づけられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

また、地域福祉とは地域に住む住民全体が主体であることから、策定や変更にあたっては、住民や福祉関係者・団体・機関等の意見を踏まえて行うことが求められています。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の「社会福祉協議会」が主体的に策定する計画です。住民全体が協働して地域福祉を推進するために、社会福祉協議会が実施する事業等を定めた、行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域の福祉を推進することを目的としています。そのため、両計画が理念や目標を共有することで、事業実施の効率化や連携等を図ることができ、

本村の地域福祉がより推進されることから、「南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的な計画策定を行いました。



3. 計画期間

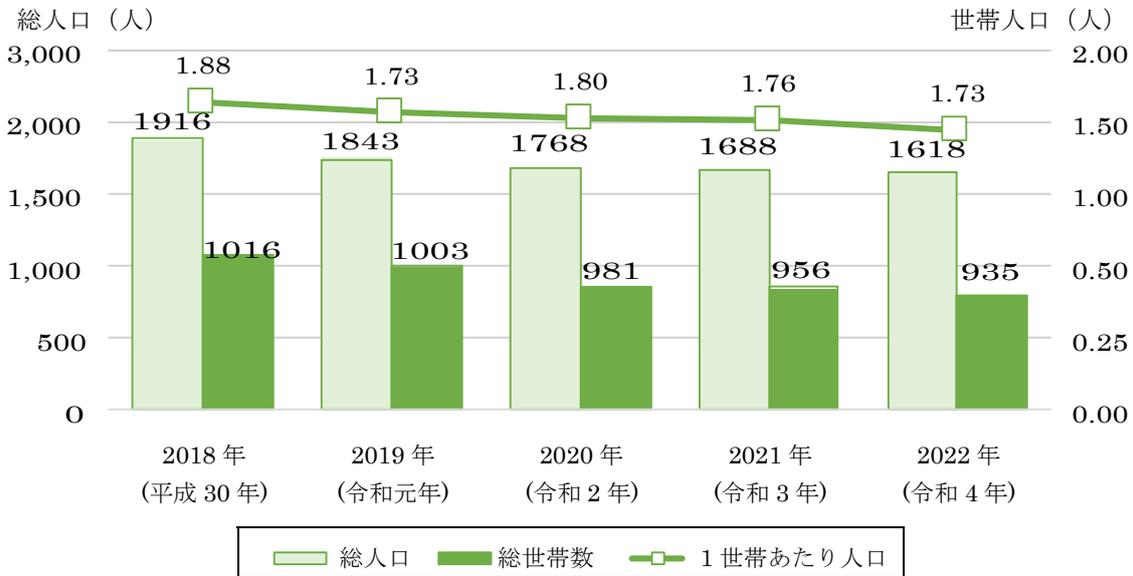
本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や法制度の改正等があった場合は見直しを行うなど、柔軟な対応をします。

2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
計画策定	南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画					
計画策定	南牧村成年後見制度利用促進計画					
計画策定	南牧村再犯防止推進計画					
				アンケート 調査の実施	調査見直し	次期計画

第2章 南牧村の現状

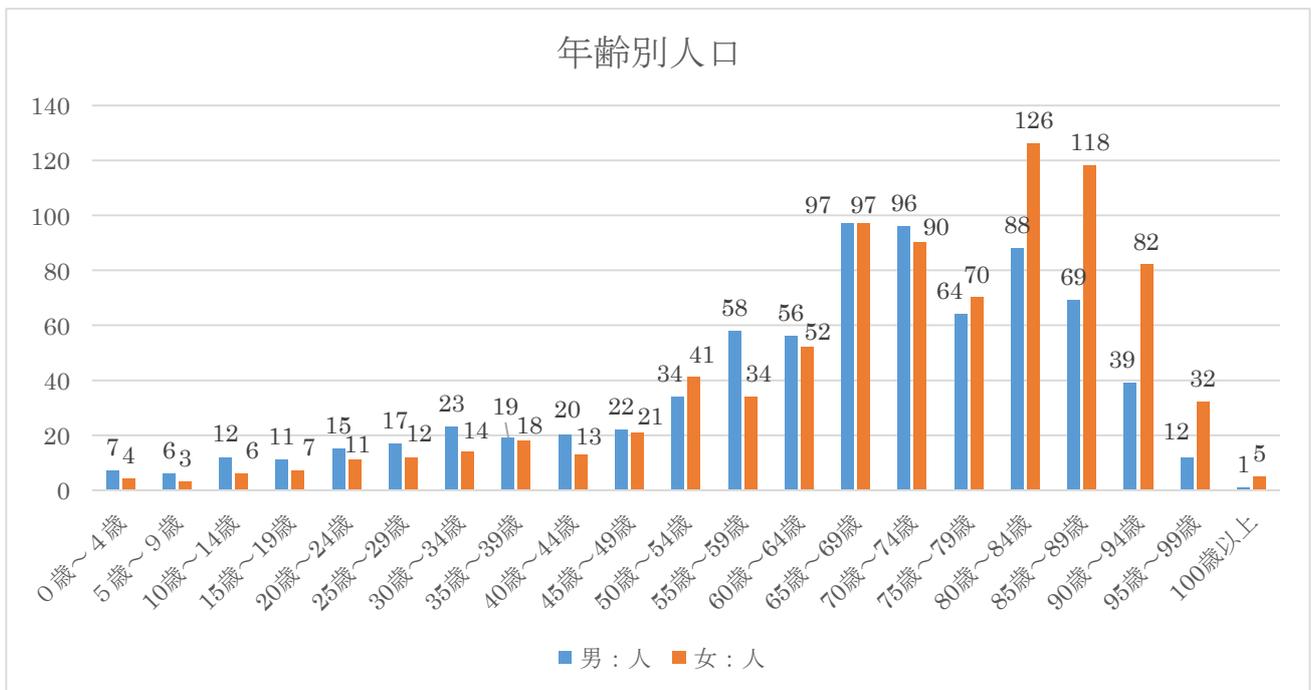
1. 人口、世帯数の状況

2018（平成30）年からの5年間で、総人口は298人減少し、1世帯あたりの人口は0.15人減少しています。また、総世帯数は81世帯に減少していることから、単身世帯の進行は、高齢者世帯によるところが大きいと考えられます。



住民基本台帳（各年3月31日）

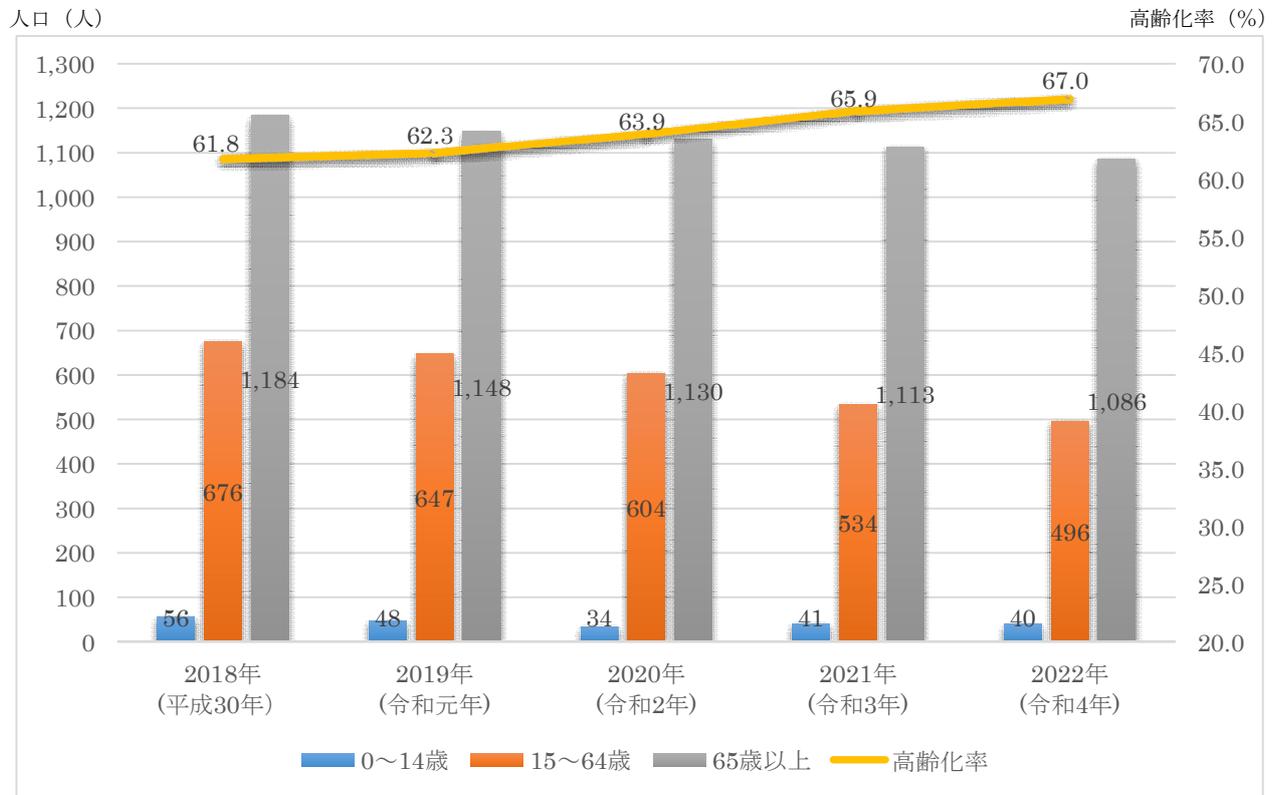
また、年齢別人口を見ると、65歳～89歳の人口が男女とも最も多くなっています。本村においては、団塊の世代が最も人口が多いという特性があります。



住民基本台帳（2022（令和4）年3月31日現在）

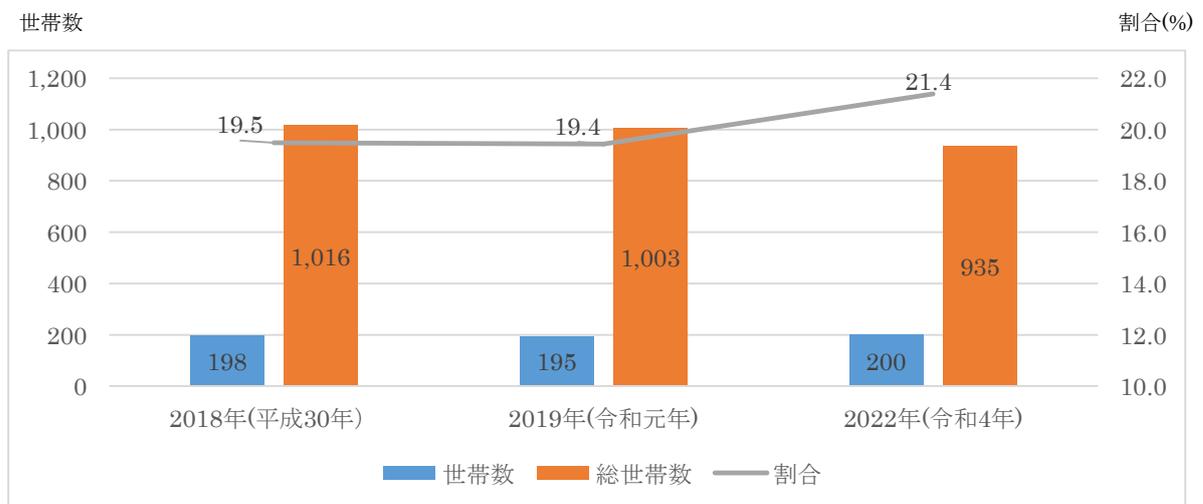
2. 少子高齢化の状況

年齢3区分別人口を見ると、2018（平成30）年からの5年間において年少人口が16人、生産年齢人口は180人、高齢者人口は98人減少しましたが、高齢化率は5.2%増加しました。



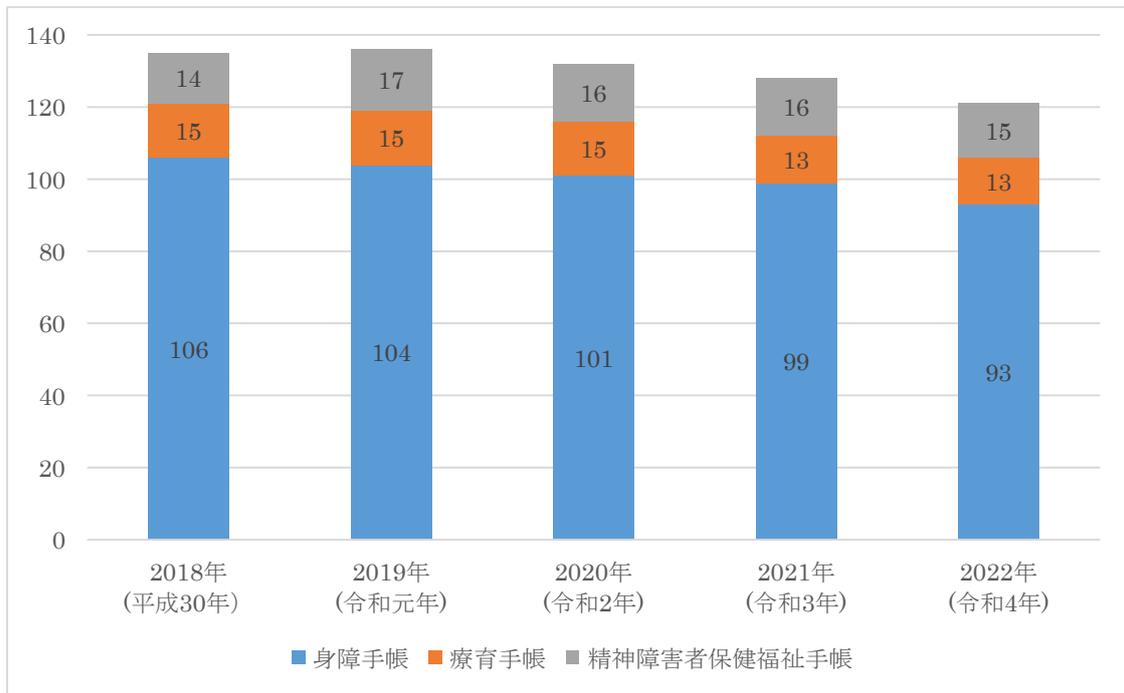
住民基本台帳（各年3月31日）

ひとり暮らし高齢者世帯の割合を見ると、総世帯数が80世帯減少している割合に対し、ひとり暮らし高齢者世帯数には変動が見られませんでした。（令和2年、3年は調査実績なし）



3. 障害者の状況

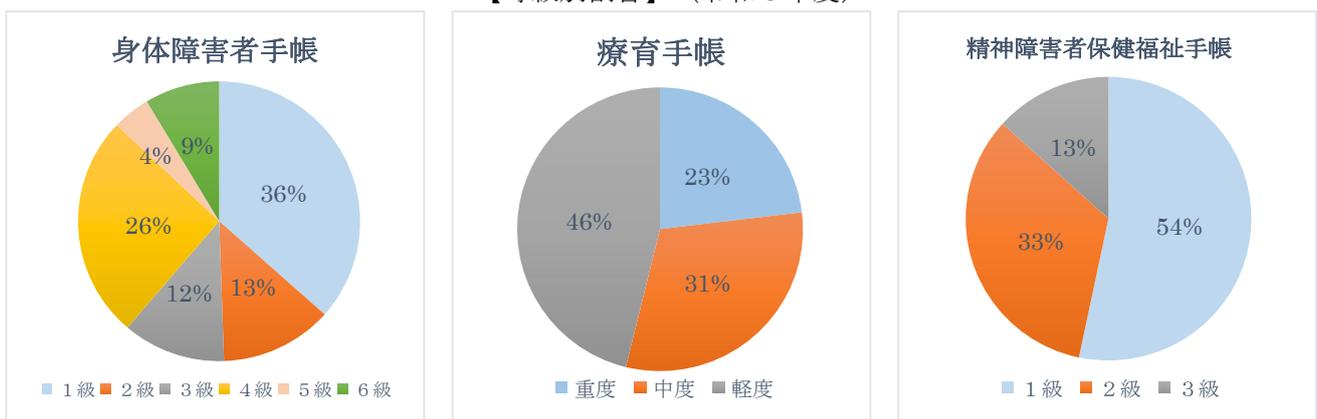
障害者手帳所持者数の推移を見ると、2018（平成30）年からの5年間において、「身体障害者手帳」の所持者数が13人減少しました。



(各年3月31日)

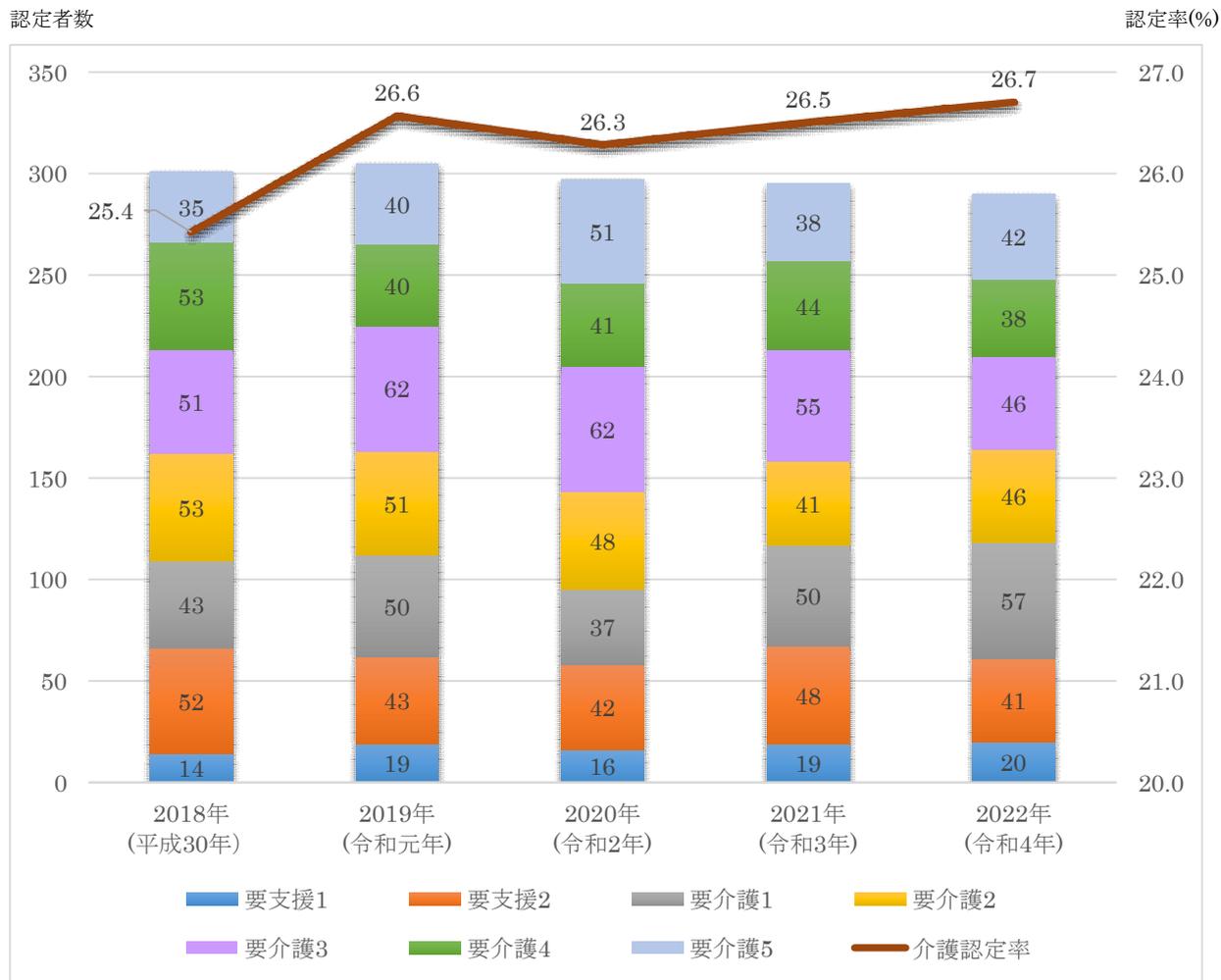
各手帳の等級別割合を見ると、「身体障害者手帳」においては「1級」、「療育手帳」においては「軽度」、「精神障害者保健福祉手帳」においては「1級」が最も多くなっています。

【等級別割合】（令和3年度）



4. 要介護者等の状況

2018（平成30）年からの5年間を見ると、介護認定者数は変動の少ない状況ですが、介護認定率の推移は、2018（平成30）年に比べ2019（令和元）年の認定率が大きく上回っています。これは、高齢者人口の減少に対し、要介護認定者数が増加したことがうかがえます。



第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「地域福祉計画」とは、自治体の最上位計画である「総合計画」の、福祉分野の各論を示すための計画です。また、対象者ごとに設定された「個別計画」に対し、福祉分野全体で共通して持つべき理念を示すことで、地域福祉を推進する役割を持っています。

そのため、本計画の理念とは、「南牧村が目指すべき福祉の未来像」であり、「第五次南牧村総合計画」の考え方を基本とし、本村の現状と課題への対応を踏まえ地域福祉分野の動向等を反映させ、以下の様に決めました。

「誰でも安心していきいきと暮らせる なんもく村」

2. 計画の基本目標

本計画では、理念を実現するために必要な3つの大枠を、基本目標として決めました。

基本目標1 地域づくり

思いやりや人と人とのつながり、故郷への愛着などを醸成することで、みんなが協力し合い支え合える地域づくりを推進し、村民の誰もが安全で安心して暮らせる南牧村を実現します。

基本目標2 人づくり

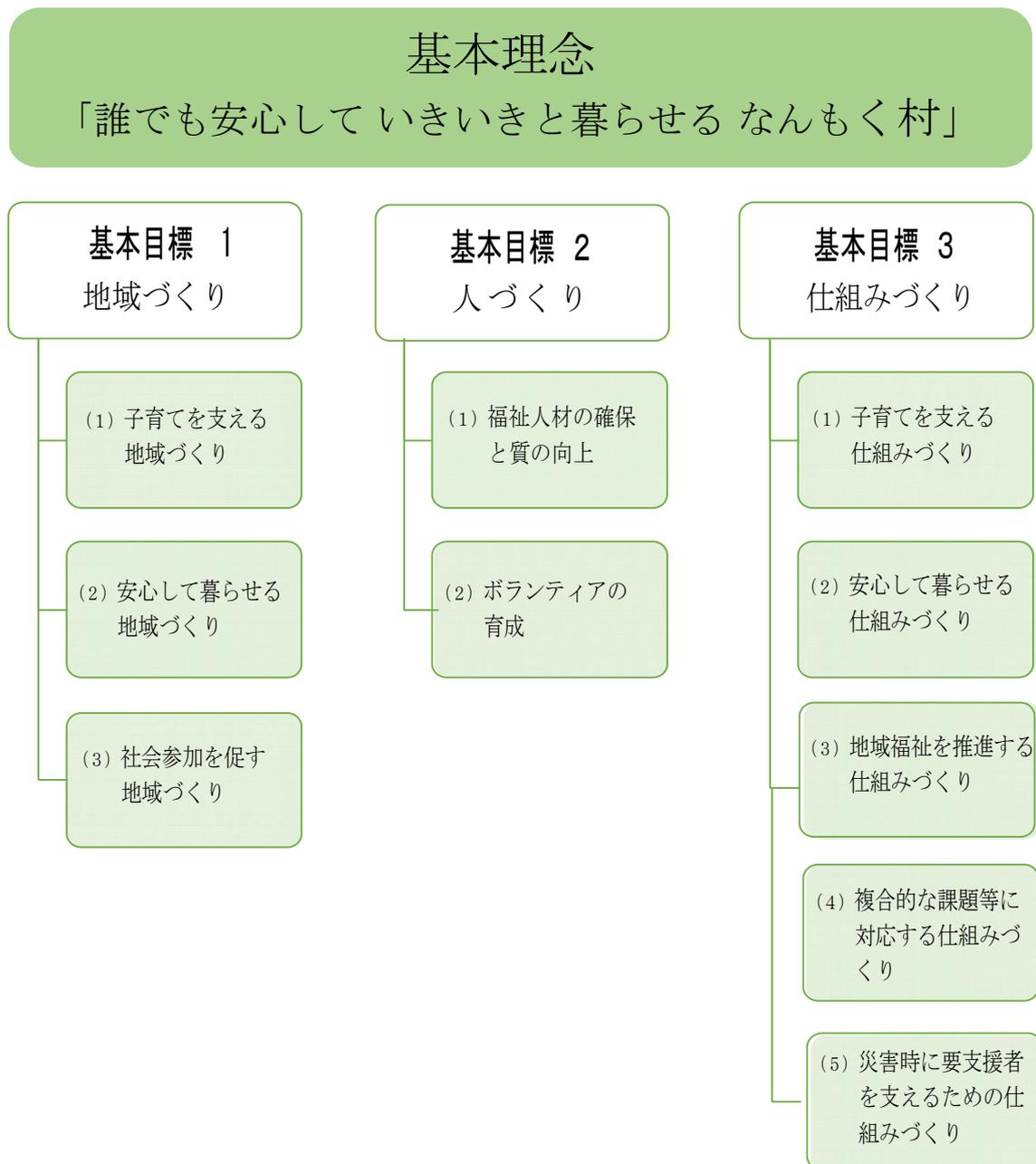
村民誰もが「福祉の主人公」であることを自覚してもらうこと、地域活動のリーダーを育成すること、多様な村民の課題に対し適切な対応の取れる人材を育成すること等を通じて、地域活動の活性化を図ります。

基本目標3 仕組みづくり

複雑化・多様化している村民の課題に対し、適切な福祉サービスを総合的に受け止めることができる相談体制を整備することと、各福祉サービスや地域活動団体、各種社会資源等とのネットワークを確保し、総合的な課題解決のための手段の確保を行います。

3. 計画の体系と施策

基本目標を達成させるための具体的な方法として、各目標に対して以下のような施策を設定します



基本目標 1 地域づくり

村民が、安全で安心して暮らせる地域を実現するために、村民同士のつながりを大切にし、支え合いながら地域課題を解決していく「互助」のあるコミュニティづくりを行います。

特に、住民が地域に期待することとして、「居場所づくり・体制づくり」が求められていることから、この点を考慮して各施策の展開を推進します。

(1) 子育てを支える地域づくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 散歩などの時間帯を、地域の子どもたちが登下校する時間帯に見守りとなるよう工夫しましょう。
- 「おはよう」「こんにちは」など積極的に子どもたちに挨拶しましょう。

村の役割

- 子どもと地域の人々との交流を促進します。
- 日常的に配慮が必要な養育環境の児童に対し、課題が発生した時の早期発見と早期対応ができる体制を整えます。
- 見守り活動を通して、安全な地域づくりを推進します。

社会福祉協議会の役割

- 世代間交流を実施し、「顔見知り」に囲まれて安心して育つことのできる地域づくりを行います。

村の事業

- 放課後児童健全育成事業・・・小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、授業の終了後に「学童クラブさくらんぼ」を利用し、適切な遊び及び生活の場としての環境を整備します。
- 一時預かり事業・・・保育所に入所していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に安心して子育てができる環境を整備しています。
- 要保護児童対策地域協議会・・・関係機関や関係団体等と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。

社会福祉協議会の事業

- 福祉協力校事業・・・指定の小中学校に助成を行い、次世代を担う子ども達の福祉教育を進めます。

(2) 安心して暮らせる地域づくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 地域の課題解決のため、周囲と積極的に話し合しましょう。
- 地域で解決の難しい課題には、村役場や社会福祉協議会等に相談して解決を図りましょう。

村の役割

- 健康や生きがいなど、多くの人に共通するテーマの地域活動を支援します。
- 同じ悩みをもった人同士がコミュニケーションを取れる場づくりを行い、当事者同士の助け合い、つながりによる安心や課題解決を促進します。
- 関係機関等との連携を強化し、住民だけでは解決の難しい課題に対して、解決できる体制を整えます。
- 障害をもつ方々が円滑に生活できるよう、必要に応じた支援制度の提供を行います。
- 世代間交流等を通じて、身近にどんな人が住んでいるのかが分かる地域を実現し、安心して暮らせる地域を実現します。

社会福祉協議会の役割

- 同じ悩みをもった人同士がコミュニケーションを取れる場づくりを行い、当事者同士の助け合い、つながりによる安心や課題解決を促進します。
- 住民の自助や互助を支援する事業を行います。
- 住民だけでは解決が難しい課題に対して、「丸ごと」受け止める場としての相談窓口を整備します。

村の事業

- 見守り事業・・・認知症の方も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者の相談窓口の設置、知識の普及・啓発活動、地域での支え手となる認知症サポーター養成講座等を実施します。
- 児童や高齢者虐待、障害者虐待 DV 防止の相談・・・虐待や DV 防止に向けた知識の普及・啓発活動を行い、地域における見守りを推進します。また、関係機関との連携を通して、相談体制等を確保します。
- 障害者総合支援・・・障害をもつ方々が日常生活を円滑に送れるよう、障害事業・障害福祉の区分や生活実態に応じて、複数のサービスを組み合わせるサービスの支給を提供します。
- 障害者による地域生活支援事業・・・補装具や日常生活用具の支給や、移動支援、成年後見制度

利用支援など、障害をもつ方々の地域生活への参加を支援します。

社会福祉協議会の事業 (★は村からの委託事業)

- ふれあいいきいきサロン事業・・世代を超えた交流の場・機会を作ることで、高齢者にとって定期的に集まる機会をつくることで、参加者同士での日常的な見守りや安否確認を推進します。
- ふれあいサービス事業・・介護認定を受けていない高齢者等への生活支援サービスを提供することで、住み慣れた地域での自立した生活を推進します。
- 福祉車両等貸出事業・・福祉車両と車椅子の貸出を行い、日常生活の利便性向上と社会参加の推進を図ります。
- ★老人クラブ活動への協力・支援・・老人クラブの会員の増加を支援し、組織を強くしていくことで、高齢者の誰もが生きがいを持てる地域づくり、互いに見守られる地域づくりを目指します。

(3) 社会参加を促す地域づくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 自分の得意なことを活かし、地域でどう活かしていけるかを考えましょう。
- 地域の課題について関心を持ち、どんなことが求められているか情報収集しましょう。

村の役割

- 村のイベントや地域の情報を広く村民に発信していくことで、住民の地域参加や地域のことを考える機会を促します。
- 敬老会など多くの住民が参加できるイベントを開催し、社会参加の場づくりを行います。

社会福祉協議会の役割

- ひとり暮らしの高齢者などの、地域から孤立しがちな人に対し、外出や交流のための支援やイベントを実施するとともに、ボランティア活動を通じて社会参加を促します。

社会福祉協議会の事業 (★は村からの委託事業)

- ★ひとり暮らし高齢者保養・交流事業・・他者との交流や外出などの機会を設けることで閉じこもりを予防します。

基本目標2 人づくり

地域福祉とは、村はもとより、村社会福祉協議会をはじめとする社会福祉事業を営む主体、ボランティアやNPO・自治会などの村民を中心とした組織、隣近所など地域のつながりに加え、村民一人ひとりも主人公です。本村で地域福祉が推進されるためには、村民一人ひとりが福祉の主人公としての自覚を持ってもらい、活動へとつなげていく支援が必要です。

(1) 福祉人材の確保と質の向上

取り組むべきこと

村民の役割

- 介護予防サポーター養成研修等に参加し、地域に貢献できる技術を身につけましょう。
- 生きがいを持って暮らしていくために、地域活動に参加しましょう。

村の役割

- 地域課題を解決できる技術を身に着けるための研修を広く村民に向けて行います。

社会福祉協議会の役割

- ボランティアの人材発掘・育成・活動の推進を行います。

村の事業

- 介護予防サポーター養成研修・・高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防サポーターの育成を行います。

社会福祉協議会の事業

- シルバー人材センター事業・・高齢者に働く場所を提供し、生きがいづくりを支援するとともに、地域の活性化を図ります。
- 給食サービス事業・・高齢者の自立と生活の質の確保、安否確認を図るとともに、ボランティア人材の発掘・活動の推進を行います。

(2) ボランティアの育成等

取り組むべきこと

村民の役割

- 介護予防サポーター養成研修等に参加し、地域に貢献できる技術を身につけます。
- 地域活動に関心を持ち、各種ボランティア活動に参加しましょう。

村の役割

- 地域課題を解決できる技術を身につけるための研修を広く村民に向けて行います。

社会福祉協議会の役割

- 村内のボランティア活動が推進されるよう、各団体に対する協力・支援等を行います。

村の事業

- 介護予防サポーター養成研修・・高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防サポーターの育成を行うとともに、地域活動の場の提供による住民の生きがいを支援します。

社会福祉協議会の事業

- 各種団体活動への協力・支援・・老人クラブ連合会などの特定の課題に対する活動を行っているボランティアに対して、支援・協力を行います。
- ボランティア活動等保険の利用援助・・地域住民のボランティア活動を推進するため、活動保険料の一部を補助します。
- 傾聴ボランティアの発掘・育成・・福祉施設を中心に高齢者が充実した生活を送れるよう、傾聴ボランティアの人材を発掘・育成します。

基本目標3 仕組みづくり

互助による地域づくりは大切ですが、現在の村民をとりまく環境は複雑であり、抱える生活課題もまた複雑なため、住民同士では解決の難しい課題もあります。南牧村の村民みんなが安全で安心して暮らせる地域を実現するためには、そういった課題に対して、地域の「互助」による支えや、「共助」や「公助」による課題解決の仕組みが用意されていることが必要です。

(1) 子育てを支える仕組みづくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 子育てに対する村の制度などをよく知り利用しましょう。

村の役割

- 子育て家庭に対して、安心して子育てのできる環境づくりを目指します。

社会福祉協議会の役割

- 地域での支え合いを促します。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 解決の難しい生活課題に対し、村や社会福祉協議会の相談窓口等で相談しましょう。

村の役割

- 高齢者や障害者など村民の生活課題を総合的に受け止める場を用意します。
- 地域で自立した生活を送ることができるよう、多様なサービスを組み合わせた総合支援のための体制を整えます。

社会福祉協議会の役割

- 日常生活を送るにあたって課題のある村民に対し、自立した生活が送れるよう支援します。

社会福祉協議会の事業

- 生活支援体制整備事業・・・地域住民の困りごとを調査し、実情に合わせた生活支援・介護予防の取組を強化し、サービスの提供体制の構築を行います。
- 活性化センター管理運営事業・・・施設の管理運営を行い、地域住民の活動の場を提供します。また、災害時の緊急避難所として活用するため、地域防災体制づくりを推進します。

(3) 地域福祉を推進する仕組みづくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 民生委員・児童委員など、村の福祉のために活動する方々を知り、見守りなどの活動に協力しましょう。
- 地域の行事などに積極的に参加し、近くの人と助け合える関係をもちましょう。

村の役割

- 地域の福祉に関する活動をしている人や組織等への支援を行います。
- 村民の福祉意識を高めるため、イベント等を実施します。
- 村民の村への愛着を高めるため、イベント等を実施します。
- 児童や生徒に対して、福祉に関する学びの機会を設けます。

社会福祉協議会の役割

- 配食サービス等、見守りなどの地域福祉や孤立防止など課題解決につながる事業を実施します。
- 地域活動の担い手である民生委員・児童委員と連携を図ります。
- 社会福祉協議会の活動やボランティアの活動内容を広く村民に対し発信し、地域福祉への理解を促します。
- 各種募金活動を行うことで、広く村民に対し地域福祉への理解を促します。

村の事業

- 民生委員・児童委員活動の支援・・地域で見守りの担い手として活躍する、民生委員・児童委員の活動を支援します。

社会福祉協議会の事業

- 一般募金、歳末たすけあい募金運動の実施と配分事業・・共同募金の理念を広く村民に周知し、共同募金運動への理解を深めます。社会福祉事業の原資とし、社会福祉事業の活性化のための適切な配分を通して、村内の地域福祉の推進を図ります。
- ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施・・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に実施している配食サービスを通して、健全な食生活を確保するとともに、配達時の見守りにより、安否確認ができる仕組みを推進します。
- 機関誌発行・・社会福祉協議会の事業紹介や報告を掲載し、住民への地域福祉の周知を図ります。

- 情報キット事業・・ひとり暮らし高齢者へ救急キットを配布するとともに、関係機関と連携し迅速な救命活動を推進します。

（４）複合的な課題等に対応する仕組みづくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 生活課題を抱えてしまった場合は、課題が大きくなる前に、なるべく早く村や社会福祉協議会に相談しましょう。

村の役割

- 村民の相談を総合的に受け止められる窓口を設置します。
- 各窓口も連携し、必要に応じて別な窓口の福祉サービスへ誘導できるような体制を整えます。

社会福祉協議会の役割

- 生活困窮者自立支援事業等を通じて、課題を抱えた村民に対して自立までの総合的な課題解決の支援を行います。
- 村民の複合化した課題を解決できるよう、それぞれの福祉サービスの運営主体との連携を確保し、協働による課題解決の体制を整えます。
- 様々な理由で生活に困りごとや不安を抱え、貧困状態にある方の自立した生活の再生に向け、一人ひとりの状況にあわせた生活困窮者自立支援事業支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

社会福祉協議会の事業

- 日常生活自立支援事業・・判断能力が十分でない方に対し、日常的な金銭管理や契約などの手続き、福祉サービスの利用手続きを支援します。
- 生活福祉資金貸付事業・・低所得世帯や障害者世帯に対し、資金の貸付や必要な相談支援を行い、経済的自立・生活意欲の向上を推進します。
- 生活困窮者自立相談支援事業・・生活困窮者の相談を受け、状況に応じて自立に向けた支援計画を作成し、就労等支援を行います。
- 生活支度金貸付事業・・経済的な援助を受けることが困難な者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立・生活意欲の向上を推進します。

(5) 災害時に要支援者を支えるための仕組みづくり

取り組むべきこと

村民の役割

- 避難行動要支援者制度や安心カード等の趣旨を理解し、名簿作成等に協力します。

村の役割

- 緊急時に村民全体が避難活動を有効に行えるよう、体制整備を行います。
- 避難行動要支援者名簿の整備を進め、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努めます。

社会福祉協議会の役割

- 災害時における住民の助け合いが効率的に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置を行います。

第4章 成年後見制度利用促進計画

1 権利擁護を取り巻く現状と課題

2016（平成28）年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、市町村は国の「成年後見制度利用促進計画」を勘案し、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方にとっては、適切な福祉サービスを選び契約することが困難であるという課題があります。

更に、核家族化や超高齢社会を迎えた現在、ひとり暮らし高齢者の増加や、知的障害や精神障害など判断能力が十分でない方の家族の支えがなくなってしまうことなどにより、適切な福祉サービスを得られない人が増加していくことが懸念されています。

このため、判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をするサービスを提供することで、地域で誰もが自分らしく暮らしていけるための整備を進めていく必要があります。

2 推進施策

本計画は、成年後見制度の利用の促進のために、①窓口の設置と周知、②適切な制度運用のための体制整備、③助成制度等利用促進のための支援の確保を念頭に、地域連携ネットワーク機能体制を充実させるため、村社会福祉協議会と連携して事業を実施します。

第5章 再犯防止推進計画

1 現状と課題

2016（平成28）年12月に「再犯防止推進法」が施行され、都道府県・市町村は国の「再犯防止推進計画」を勘案し、再犯防止促進法第8条第1項に基づき当該市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとなりました。

群馬県は、2019（平成31）年3月に「群馬県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた立ち直り支援の取組などについて、市町村、関係機関、団体との連携を強化することを示しています。「群馬県再犯防止推進計画」で示された、市町村として行うべき取組や連携について積極的にその推進を図ります。

2 推進施策

本計画は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生についての理解を深め全国的な運動である「社会を明るくする運動」を主とした啓発活動に取り組み、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、村民の再犯防止に関する周知と啓発を図ります。また、更生保護女性会が主となり「薬物乱用防止」に関する啓発活動に取り組み、児童生徒・地域住民に向けた周知と啓発を図ります。

第6章 計画の推進と進捗の管理

1. 計画の推進

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、行政だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体も、地域福祉の担い手としての意識を持ち、互いに協働し合って進めていくことが必要です。

このため、村による地域福祉に係る具体的な方向性、住民・地域支援や施策を示す「地域福祉計画」と、村社会福祉協議会による地域の社会福祉活動の推進を目的とした具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、互助・共助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域共生社会の実現”を進めます。

2. 計画の進捗及び評価

(1) 計画の公表

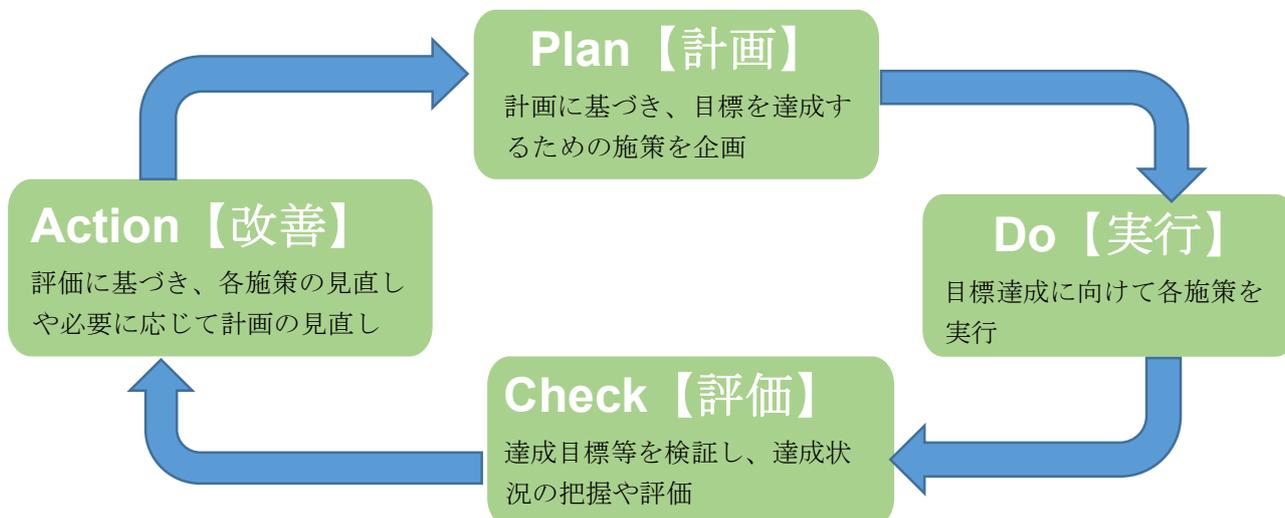
地域福祉を推進するためには、村だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体が地域福祉の主人公としての意識を持ち、両計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取り組みについて、共通の理解をもつことが重要です。

このため、村及び村社会福祉協議会の広報等を通じて本計画を公表し、村全体で目指す地域福祉の推進について幅広く周知します。

(2) 計画の進捗及び評価

本計画は、村と村社会福祉協議会だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体との協働により推進されるものです。地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、地域関係者、村役場関係各課、村社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。



1. 南牧村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、南牧村地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うに当たり、村民の意見を広く反映し、幅広い関係者の意見を取り入れるため、南牧村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 福祉施設の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、村長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りを持って会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民生活部保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から実施し、計画等の策定を行った日の該当する月末にその効力を失う。

2. 南牧村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地域福祉を総合的に推進することを目的とする南牧村地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定を行うに当たり、村民の意見を広く反映し、幅広い関係者の意見を取り入れるため、南牧村地域活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 福祉施設の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、社会福祉協議会長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りを持って会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、南牧村社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から実施し、計画等の策定を行った日の該当する月末にその効力を失う。

3. 南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	委員会役職	氏名	役職名	団体名等
1	委員長	神戸 裕之	会長	南牧村社会福祉協議会
2	副委員長	市川 隆昭	会長	南牧村民生委員児童委員協議会
3	委員	長谷川 さよ子	会長	南牧村ひとつばな会
4	〃	工藤 八太郎	保護司	富岡甘楽保護区保護司会
5	〃	齋藤 力	会長	南牧村老人クラブ連合会
6	〃	石井 浩二	施設長	特別養護老人ホームさわやかホーム
7	〃	茂木 雅弘	施設長	軽費老人ホームケアハウスいこい
8	〃	市川 淳	施設長	小規模特別養護老人ホームかのか
9	〃	田村 浩信	教育長職務 代理者	南牧村教育委員会

南牧村地域福祉計画・地域福祉活動計画

南牧村役場 保健福祉課

〒370-2806

群馬県甘楽郡南牧村大字大日向 1098 番地

TEL : 0274-87-2011

FAX : 0274-87-3628

社会福祉法人 南牧村社会福祉協議会

〒370-2804

群馬県甘楽郡南牧村大字磐戸 207 番地

TEL : 0274-87-2676

FAX : 0274-87-2676
